

# 新型コロナウイルス感染症に対する庄内町の対応方針【令和4年度版】

適用:令和4年7月8日

庄内町新型コロナウイルス感染症対策本部

庄内町としての当面の対応方針は以下のとおりとする。なお、令和4年度を迎え、令和3年度以前の情報及び通常の対応に戻ったものについては記載しない。

## 1 感染防止対策について

山形県の「県民の皆様及び事業者の皆様へのごお願い」を町民へ周知し、感染防止対策の徹底を行うものとする。

## 2 イベント等に関する今後の対応

### (1)町主催のイベント、集会、会合等(町が事務局を担うなど実質的に主催しているものを含む)

山形県の「イベント等の開催に関する基本方針(令和3年11月24日)」に従い、要件を満たす場合に開催できるものとする。

なお、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた場合でも、今後不織布マスクの着用、手指消毒など基本的な感染対策の徹底を行うものとする。

#### ◆中止を決定した主なイベント等及び開催予定日(適用日以降のもの)

行事名	開催予定日
(該当なし)	

#### ◆町の新型コロナウイルスワクチン接種の実施

国の方針に基づき60歳以上の方等の4回目、12歳以上の方に対する3回目、5歳～11歳の方に対する2回目までの接種を実施中。

#### ※4回目接種の対象者

・60歳以上

・18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方又は新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方

### (2)町主催以外のイベント、集会、会合等

町主催以外の民間団体等が主催するイベント、集会、会合等については、町主催のイベント等の対応の考え方を情報提供し、主催者の判断を尊重する。

#### ◆中止を決定した主なイベント等及び開催予定日

行事名	開催予定日
町民レク・運動会	令和4年6月5日(日)

### 3 町有施設の利用制限

#### (1) 社会体育施設・社会教育施設・まちづくりセンター

山形県が定めるイベント等の開催に関する基本方針に従い、当面の対応方針は以下のとおりとする。なお、利用に当たっては、感染防止のための取組みを適切に行うものとし、利用者に対して利用条件を明示し、順守を促すものとする。

新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた場合でも、今後も不織布マスクの着用、手指消毒など基本的な感染対策の徹底を行うものとする。

##### ※対象施設

- ・社会体育施設(総合体育館、多目的運動場等)
- ・前田野目農村公園(グラウンドゴルフ場)
- ・響ホール
- ・学区地区まちづくりセンター
- ・町立図書館
- ・菁我庵
- ・大中島自然ふれあい館

##### ◆施設ガイドラインの概要

- ・適用期間 **令和4年7月8日から**
- ・利用条件
  - ・**熱中症のリスクに注意しながら、状況に応じたマスク着用とする。**
  - ・踊りやダンス等、大きな動きを伴う利用や、感染拡大のリスクが高い大声での発声や激しい呼気を伴うものについては、身体的距離を1m以上確保する。
  - ・**熱中症対策としてマスクを外した場合は、十分な距離(できるだけ2m)を確保し、屋内で運動やスポーツする場合は、会話を控え換気を徹底する。**

#### (2) 上記以外の施設

■アクア庄内 令和4年4月1日(金)から再開

■小中学校施設利用(体育施設等開放) 令和4年4月11日(月)から再開

### 4 小中学校等の対応

#### 4-1 町立小中学校の対応

##### (1) 部活動(※7月1日より適用)

中学校部活動(A・B活動)については、**学校閉鎖**が実施されている期間中は、学校全体の部活動を行わない。**陽性者・濃厚接触者が確認された部は、部内に感染拡大傾向がないと判断されれば、部活動を行ってもよい。**

活動日、活動時間については「庄内町 小中学校のスポーツ・文化活動ガイドライン」に基づいて行うこととする。他校との交流は、**県内外において可とする。ただし、日帰りの交流を基本とする。(上位大会につながる大会参加はその限りでない。)**

学校関係者に感染者が発生、又は、濃厚接触者に認定された場合、保健所と相談の上必要に応じて、学校の全部又は一部の臨時休校や消毒等の対策を講じる。

#### 4-2 幼稚園・学童保育所・子育て支援センターの対応

##### (1) 各施設等関係者の感染等への対応

関係者に感染者が発生、又は濃厚接触者に認定された場合、保健所と相談の上必要に応じて、幼稚園等の全部又は一部の臨時休業や消毒等の対策を講じる。

## (2) 子育て支援センターの利用

子育て支援センターは、令和4年 6 月 6 日(月)から感染防止対策をしっかりとした上で、当面利用時間、利用人数を制限し土日も含めて実施する。

- ・利用時間(平日・土・日) ①9:30~11:30 ②13:30~15:30
- ・利用人数 同時利用上限 30人程度

## 5 新型コロナウイルス感染症に関連する緊急経済対策等

国、県、町等の支援策について、その内容と相談窓口を周知し、支援策の効果が最大限に図られるようにする。(HP、ダイレクトメール等)

緊急地域経済対策事業として、町単独及び県と連携した取り組みを実施する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による住宅困窮者に対する支援を行う。

## 6 町税や保険料等の納付が困難な時の相談窓口

町税、後期高齢者医療保険料	税務町民課納税係	☎42-0136
介護保険料	保健福祉課介護保険係	☎42-0151
ガス上下水道使用料	企業課業務係	☎42-0185
保育園・学童保育所	子育て応援課子育て支援係	☎42-0195
幼稚園	教育課学校教育係	☎43-0156

## 7 その他

国、県の補助事業等については、各担当課にお問い合わせください。

※赤字は今回の主な変更箇所

庄内町新型コロナウイルス感染症対策本部  
事務局

環境防災課 危機管理係 ☎43-0242

保健福祉課 健康推進係 ☎42-0147